

第72号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年6月1日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

債務の不存在を確認する民事訴訟の提起について

次のとおり、訴えを提起した。

1 事 件 名

東京地方裁判所平成[]年（[]）第[]号

債務不存在確認請求事件

原 告 品川区

被 告 []
[]

2 訴訟の目的の価額

金6,000万円

3 事件の概要

(1) 被告[]（以下「被告[]」という。）は、訴外[]が所有する

土地（以下「本件土地」という。）に係る根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）の権利者である。

(2) 被告■■■■■（以下「被告■■■■■」という。）は、本件根抵当権の債務者であり、被告■■■■■に対し、金銭消費貸借契約に基づき元金6,000万円の債務を負担している者である。

(3) 品川区が、東京地方裁判所に対し、東京高等裁判所平成■■■■年（■■）第■■■■号滞納使用料、各損害賠償請求控訴事件の判決を債務名義として、本件土地について不動産強制競売（以下「本件競売」という。）を申し立てたところ、被告■■■■■は、品川区に優先する債権をその内容とする債権届出書を提出した。

(4) しかし、調査の結果、被告■■■■■の会社としての実態が不明であること、被告■■■■■の被告■■■■■に対する金銭の貸付けが社会通念上不自然であること等により、被告■■■■■の被告■■■■■に対する被担保債権（以下「本件債権」という。）が、架空のものである可能性があることが判明したため、その旨を東京地方裁判所に申し出たところ、本件債権の存否に関する結論が出るまで本件競売の手続が留保されることとなった。

(5) このことから品川区は、被告■■■■■と被告■■■■■との間に金銭消費貸借契約が存在しないことを確認するため、本件訴えを提起した。

(説明) 債務の不存在を確認する民事訴訟の提起について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。